

重要事項説明書

「短時間通所リハビリテーション」 「短時間介護予防通所リハビリテーション」

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(愛知県指定第 2313201176 号)

当事業所は、ご契約者に対して指定通所リハビリテーションサービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人 秀麗会
- (2) 法人所在地 愛知県西尾市桜木町5丁目14番地
- (3) 電話番号 0563-56-8511
- (4) 代表者名 理事長 山尾 令
- (5) 設立年月日 平成17年3月4日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所種類 通所リハビリテーション
介護予防通所リハビリテーション
愛知県2313201176号
当事業所は山尾病院に併設されています。
- (2) 事業所目的 通所リハビリテーションは、介護保険法令に従い、ご契約者がその有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営む事が出来るよう支援する事を目的としてサービスの提供に当たります。
- (3) 事業所名称 山尾病院短時間通所リハビリテーション
- (4) 事業所所在地 愛知県西尾市桜木町5丁目14番地
- (5) 電話番号 0563-56-8512
- (6) 管理者氏名 山尾 令
- (7) 運営方針 要支援、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、必要な日常生活上のお世話及び機能訓練を行う事により、利用者の社会的孤立の解消及び心身の機能の維持に努めるとともに利用者のご家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。
また、要支援者においては日常生活における大きな支障はないが現在の状態維持、改善を目指して機能訓練等を行うことにより、要介護状態にならないよう予防を図る。
- (8) 開設年月日 平成29年12月1日
- (9) 事業の実施地域 西尾市、安城市、岡崎市、碧南市、幸田町、蒲郡市、高浜市、刈谷市
- (10) 営業日及び営業時間 営業日：月曜日から土曜日（ただし、年末年始を除く。）
営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。
サービス提供時間：午後2時00分から午後3時30分（月～金）
サービス提供時間：午後1時30分から午後2時50分（土）

午後3時30分から午後4時50分（土）

※当事業所は、上記サービス提供時間を超えるサービスの延長は、行っておりません。

(11)利用定員 月曜日～土曜日：14名

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して短時間通所リハビリテーション・短時間介護予防通所リハビリテーションを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(主な職員の配置状況)

医師	2名（常勤兼務2名）
理学療法士	7名（常勤兼務6名、非常勤兼務1名）
作業療法士	2名（常勤兼務2名）
言語聴覚士	1名（常勤兼務1名）

（令和2年5月13日現在）

(主な職員の勤務時間)

医師	8時30分から17時30分
理学療法士	8時30分から17時30分
作業療法士	8時30分から17時30分
言語聴覚士	8時30分から17時30分

4. 当事業所が提供するサービスと利用料

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付となるサービス

①機能訓練

利用者様の心身の状態に応じて適切な訓練を実施します。

②リハビリマネジメント（介護給付、介護予防）

利用者様に合わせたリハビリテーション計画を作成します。

③運動器機能向上サービス（介護予防）

利用者様の運動器の機能向上をめざして訓練を行います。

④口腔機能向上サービス（介護給付、介護予防）

利用者様の口腔機能の向上をめざして訓練を行います。

⑤健康チェック

⑥送迎

送迎を希望される方は送迎車で送迎を行います。（水曜日・土曜日のみ）

(2) サービス利用料金

＜介護保険の給付の対象となるサービス 1割、2割もしくは3割負担＞（基本料金）

下記の料金によって、ご契約者様（利用者様）の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者様の負担額を変更します。

通所リハビリテーション

項目	自己負担
通所リハビリテーション	要介護 1 3 6 9 単位（1 日）
	要介護 2 3 9 8 単位（1 日）
	要介護 3 4 2 9 単位（1 日）
	要介護 4 4 5 8 単位（1 日）
	要介護 5 4 9 1 単位（1 日）
理学療法士等体制強化加算	3 0 /単位/日
科学的介護推進体制加算	4 0 単位/月
送迎を行わない場合	△ 4 7 単位/片道
介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	1 ヶ月の合計金額（介護保険給付にかかる自己負担分）の 1 0 . 8 %

※自己負担額は、総単位数に地域加算（1 単位 1 0 . 3 3 円）に乗じた額の 1 割、2 割もしくは 3 割となります。

介護予防通所リハビリテーション

項目	自己負担
介護予防通所リハビリテーション	要支援 1 2 , 2 6 8 単位（1 ヶ月）
	要支援 2 4 , 2 2 8 単位（1 ヶ月）
科学的介護推進体制加算	4 0 単位/月
利用開始から 1 2 月超	要支援 1 △ 1 2 0 単位（1 ヶ月）
	要支援 2 △ 2 4 0 単位（1 ヶ月）
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	1 ヶ月の合計金額（介護保険給付にかかる自己負担分）の 1 0 . 8 %

※自己負担額は、総単位数に地域加算（1 単位 1 0 . 3 3 円）に乗じた額の 1 割、2 割もしくは 3 割となります。

(介護保険給付対象にならないサービス)

教養娯楽費：レクリエーション等にて使用した材料等の費用です。

複写物交換費：ご契約者様（利用者様）がサービス提供者の記録を閲覧し、複写が必要となった場合の費用です。（1枚10円）

※ご契約者様がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただき、要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。又、居宅サービスの計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者様が保険給付の為に必要とされる事項を記載した「サービス提供書」を交付させていただきます。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者様の負担額を変更いたします。

5. サービス提供における事業者の義務

サービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- (1) ご利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- (2) サービス提供について、必要に応じて分かりやすく説明します。
- (3) ご利用者様の要介護状態の軽減、悪化の防止を前提として、心身の状況に応じたサービス計画に基づく処遇を妥当適切に行い、常にその内容の見直しを行います。
- (4) ご利用者様の体調や健康状態に応じて必要な場合には、医師と連携し、ご利用者様からの聴取、確認をします。
- (5) 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、利用者様に対して、定期的に防災訓練を行います。
- (6) 提供したサービスに関する記録を作成し、利用終了後5年間保管すると共に、ご利用者様又はご家族様等の請求に応じ、閲覧させ、複写物を交付します。
- (7) サービスを提供するにあたって知り得たご利用者様又はそのご家族様等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。
- (8) 事業者は、居宅介護支援事業所等必要な機関に対しご利用者様・ご利用者様のご家族または身元保証人に関する情報を提供する場合には事前に文書により同意を得ることとします。
- (9) 事業者は、ご利用者様またはそのご家族様の求めに応じて、サービス提供記録を開示いたします。
- (10) 事業者は、ご利用者様またはそのご家族様の求めに応じて、事業計画及び財務内容等を開示いたします。

6. 利用料金のお支払方法

短時間通所リハビリテーション、短時間介護予防通所リハビリテーション共通でサービス利用月の翌月の15日前後に請求書を送付させていただきます。請求書ご確認後25日までに引き落とし指定口座にご利用料金のご用意をお願いいたします。

7. 利用の中止・変更・追加

※利用予定日の前日までにお申し出がなく、当日になって利用の中止のお申し出があった場合、取消料として下記の料金をお支払いいただくことがあります。但し、ご契約者様（利用者様）の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定の前日までにお申し出がなかった場合 : 当日の利用料の10%

※サービス利用の変更、追加のお申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者様(利用者様)の希望する期間にサービスの提供が出来なくなった場合、他の利用可能日時をご契約者様(利用者様)に提示して協議いたします。

8. 事故発生時の対応

9. 損害賠償について

10. 身元保証人について

ご利用者の身元保証人を定めてください。ただし、社会通念上、身元保証人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。身元保証人は、契約書に基づくご利用者の一切の責務について、ご利用者と連携して履行の責任を負っていただきます。

1 1. 個人情報保護

当病院が保有する利用者様等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ります。但し、高齢者虐待防止に基づく通報は、この限りではありません。

- ・ 個人情報相談窓口（担当者） 杉浦 陽子
- ・ 受付時間 午前8時30分から午後5時30分
- ・ 電話 0563-56-8512

1 2. 開示について

- (1)利用者様またはそのご家族の求めに応じて、サービス提供記録等の開示を致します。
- (2)利用者様またはそのご家族の求めに応じて、事業計画、財務内容等の開示を致します。

1 3. 苦情の受付について

(1). 当施設における苦情の受付

- ・ 苦情受付窓口（担当者） 杉浦 陽子
- ・ 受付時間 午前8時30分から午後5時30分
- ・ 電話 0563-56-8512

(2) その他の苦情受付機関

- ・ 愛知県国民健康保険団体連合会

電話 052-971-4165 苦がない 良いい老後

所在地 名古屋市名東区和泉1丁目6番5号

受付時間 午前9時から午後5時まで

- ・ 西尾市役所 長寿課電話 0563-56-2119

- ・ 関係市町村役所・役場

安城市役所 福祉部 電話 0566-76-1111

岡崎市役所 福祉部 電話 0564-23-6000

碧南市役所 高齢介護課 電話 0566-41-3311

幸田町役場 健康福祉部 電話 0654-62-1111

蒲郡市役所 介護保険係 電話 0533-66-1176

高浜市役所 介護保険・障がいグループ 電話 0566-52-9871

刈谷市役所 長寿課 電話0566-62-1063